尾張旭市有地売却のお知らせ

売却物件	尾張旭市井田町三丁目36番 面積:2,308.73㎡(実測面積) ※詳細は裏面へ				
売却方法	条件付き一般競争入札方式(期間入札)				
	※売却最低入札価格以上で最高価格の入札をされたかたが落札者となります。				
	契約上の条件等を遵守できる個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業				
	次に該当する者は、入札に参加することができません。				
	○尾張旭市税を滞納している者				
	○破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなさ				
	れている者				
	○会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続				
	開始の申立てがなされている者(会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く)				
	○民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てが				
応募資格	なされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く)				
	○会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなさ				
	れている者				
	○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者				
	○尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書(平成20年3月12日付け尾張旭				
	市長・愛知県守山警察署長締結)に規定する排除措置対象法人等に該当する者				
	○本市と売買契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、				
	契約締結のために必要な同意を得ている者を除きます。)				
	○地上3階建て以下の戸建住宅以外の用に供することはできない。				
	○地上3階建て以下の戸建住宅の用に供する分譲による売買を除き、売買物件の所有権を売				
	買、贈与、交換、出資等の方法により第三者へ移転することを禁止する。				
	○当該土地の三方全てで道路側溝の当該土地への越境が判明しているため、既設側溝の撤去、				
	新設工事を実施し、越境を解消すること。				
	○公序良俗に反した用途での使用は認めない。 ○ ************************************				
売払条件等	○建築等にあたり、尾張旭市宅地開発等指導要綱及び尾張旭市宅地開発等整備基準を始め、関				
	係法令等を遵守すること。				
	○買受者が、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律				
	第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及				
	び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所の用に供すること並びに暴力団員による工業な行業の歴典等に関する法律(平成2年法律等27円)第9条第9日に担実する暴力団				
	る不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団				
	その他の反社会的団体及びその構成員の活動の用に供することを禁止します。 ○本市から要請があった際は、随時の登記事項証明書等の提出、実地調査等に協力すること。				
入 札 参 加申 込	令和4年8月1日(月)から令和4年8月26日(金)まで(必着)				
	<u> </u>				
	尾張旭市役所 北庁舎2階 総務部財政課管財係				
	○添付書類(住民票の写し、納税証明書、法人登記事項証明書等)が必要となります。				
	○直接、尾張旭市役所財政課へ持参するか、書留又は簡易書留により郵送してください。				

質 凝		入札参加申込者のみが、質疑をすることができます。
		○質疑は、実施要領等に関する質疑書により、入札参加申込書に記載したメールアドレスから
		電子メールにて送信してください。(それ以外での質疑は受け付けません。)
	疑	質疑先メールアドレス: <u>zaisei@city.owariasahi.lg.jp</u>
		○入札参加申込日から令和4年8月26日(金)午後5時の受信まで質疑を受付し、令和4年
		9月9日(金)までに、入札参加申込者全員に、電子メールにて回答します。(回答内容は、
		本実施要領の記載事項の補足又は追加等とみなします。)
入		令和4年9月12日(月)から令和4年9月22日(木)まで
		午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
		尾張旭市役所 北庁舎2階 総務部財政課管財係
	札	○添付書類(印鑑証明書、入札保証金納入通知書兼領収書の写し、入札保証金払渡請求書等)
		が必要となります。
		○財政課管財係まで持参してください。(電話・郵送・FAX・インターネット等での申込み不可)
		○入札参加者等の照会は、お受けできません。
開	札	令和4年9月27日(火)午前10時から
		尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室
先着売払い		今回の入札において、申込み及び落札がなかった場合には、入札によらず期間を定め、一定
	111	期間内において先着順にて受付け、売却します。
		受付期間・申込方法等の詳細につきましては、財政課までお問い合わせください。
実施要領の配布	i 台	尾張旭市役所 北庁舎2階 総務部 財政課 管財係
		市のホームページからダウンロードすることもできます。
	,	ホームページアドレス <u>https://www.city.owariasahi.lg.jp/</u> から「市政情報」→「入札・公売情
	√11 1	報」→「公有財産(市有地)売却」のページをご覧ください。
		※ 令和4年8月1日(月)から配布及び掲載します。

売 却 物 件

所在地番 (尾張旭市)	登	記	地積		売却最低入札価格
別住地番(尾城旭川)	地	目	登記	実測	売却最低入札価格
井田町三丁目 36 番	雑種	重地	2, 309 m²	2, 308. 73 m ²	195, 000, 000 円

注 意 事 項

- ・入札参加希望者は、実施要領の各条項を全て熟読し承知したうえで、参加してください。
- ・物件は、現状有姿の引渡しです。当該物件に存在する工作物等はそのままの引渡しとなります。
- ・入札参加者は必ず現地を確認いただき、開発関連の諸規制にも留意してください。

問い合わせ先

7 4 8 8 - 8 6 6 6

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 総務部 財政課 管財係

電話 0561-76-8114 (直通)